

新潟医療福祉大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限レベル表 (5月8日～)

2023年4月26日
危機管理対策委員会

基本方針	学内で感染クラスターを発生させないこと
基本対策	<p>①基本的な感染対策および各種ガイドラインに基づいた対応を行う</p> <p>②大学構内での必要な場面ではマスク着用の協力を求める(必要な場面か否かは個人の判断に委ねる)</p> <p>※本学では、マスク着用の主な目的が他者への感染拡大を防ぐことにあり、「優れたQOLサポーターの育成」を目指す本学の建学の精神に基づき、他者(感染弱者)に配慮するためである。</p> <p>③体調がよくない場合や体調に関わらず感染が疑われる場合は、入構しない</p> <p>④感染が再度拡大した場合は、授業はオンラインに切り換え、速やかに対応策を実施する</p>
当該期間の行動制限レベル	<p>「レベル0(通常)」</p> <p>※各自が引き続き感染防御対策と各種ガイドラインを遵守し、構内の安全を確保することを前提とする</p>

レベル	目安	学生に関すること								教職員に関すること					その他			
		学内への入構	移動	授業			学生相談	課外活動 (学友会、ボランティア、アルバイト活動等)	強化クラブ活動	勤務		研究活動	会議等	出張・移動		図書館・学習支援センター	イベント・式典	来客の入構
				講義	実習・演習	学外実習4)				職員	教員			国外	国内			
3	制限(大) 緊急事態 国が緊急事態宣言を全国に発出した場合、それに準じた状況	入構禁止	国外・県外移動禁止	全てメディア授業(受講が困難な学生に対しては学内で対応)	全てメディア授業(開講が困難な場合は後日教育的配慮を行う)	停止	原則休止(緊急時のみ非対面6)での対応	全面活動停止	全面活動停止	原則在宅勤務11)	原則在宅勤務11)	活動制限(大)14)	オンラインのみ	禁止	禁止	全面閉館、利用停止	原則延期または中止(オンラインを活用した代替は可)	入構禁止
2	制限(中) 警戒 新潟県が特別警戒地域等に指定された場合、それに準じた状況	原則入構禁止(許可を得た場合のみ可)1)	国外移動禁止、緊急事態宣言地域への移動は禁止(その他は強い自粛)	原則メディア授業(受講が困難な学生に対しては学内で対応)	原則メディア授業(許可を得た場合のみ対面授業可)	原則県内に限定5)	原則非対面6)での対応(相談員の判断により対面が必要な場合は可)	原則活動停止7)(オンラインミーティングは可)	強い活動制限9)	在宅勤務12)(管理職・許可者除く)	在宅勤務12)13)(管理職・許可者除く)	活動制限(中)15)(最低限の研究活動)	原則オンライン	禁止	緊急事態宣言地域は禁止(その他は強い自粛)	利用制限16)(来館利用は停止)	不要不急のイベントは延期または中止(オンラインを活用した代替は可)	原則入構禁止(予約制、許可を得た者のみ可)
1	制限(小) 注意 感染拡大への注意が必要な状況	入構制限(不要不急の入構は控える)	国外移動禁止、感染拡大の恐れがある地域2)は自粛、その他は慎重な対応	メディア授業と対面授業の併用(各種ガイドラインの遵守)3)	原則対面授業(各種ガイドラインの遵守)3)	原則緊急事態宣言地域を除く地域に限定	非対面を推奨(必要に応じて対面可)	一部活動制限8)(オンラインミーティングは可)	活動制限10)	感染防御対策に最大限注意したうえで勤務(一部執務分散勤務の場合あり)	感染防御対策に最大限注意したうえで勤務	感染防御対策に最大限注意したうえで可(ゼミ等集合形式はオンラインを推奨)	対面は最小限、オンラインの積極的活用	原則禁止	感染拡大の恐れがある地域2)は自粛(その他は慎重な対応)	一部利用制限17)	実施制限18)(オンラインを活用した代替は可)	入構制限(可能な限り予約、入構時の健康チェック)
0	通常 ガイドライン、感染防御対策の実施による安全の確保	通常(施設ガイドラインを遵守)	通常(国外移動は通常の手続き、感染防御対策を徹底)	通常(対面授業ガイドラインを遵守)	通常(対面授業ガイドラインを遵守)	通常(実習先のルールを遵守)	通常(対面、オンライン、TEL等状況に応じて対応)	通常(クラブ活動は、運営要綱の遵守、ボランティア・アルバイト等は感染防御対策の実施)	通常(クラブ活動計画書を遵守)	通常(感染防御対策の実施)	通常(感染防御対策の実施)	通常(感染防御対策の実施)	通常(オンラインの活用、感染防御対策を実施)	通常(通常の手続き、感染防御態勢を徹底)	通常(感染防御対策の実施)	通常(感染防御対策の実施)	通常(感染防御対策の実施)	通常19)(感染防御対策の実施)

色付けは5月8日～の行動制限レベルを示します。※5月8日に国が新型コロナウイルスを感染法上5類に位置付けた場合

行動制限レベルは、緊急事態や社会情勢に対応するため、適宜委員会を開催して方針を見直します

- 1) 研究・教育活動上、入構の必要があり、申請により専攻長や学科長等の管理職者が入構を許可した者
- 2) 「感染拡大の恐れがある地域」とは直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人以上の地域を指す
 感染拡大の恐れがある地域の確認 → <https://covid-19.nec-solutioninnovators.com/>
 →2)は2022年9月23日より廃止とする
- 3) 「各種ガイドライン」とは対面授業実施ガイドライン、施設管理ガイドライン、学科ガイドライン、研究活動ガイドラインを指す
- 4) 受入機関と本学の基準のうち、より厳格な基準をクリアすることを前提とする
- 5) 県外で滞在する地域(今住んでいる場所)が緊急事態宣言地域でなく4)を満たす場合は許可
- 6) 「非対面」とは電話・メール・オンラインを指す
- 7) クラブ・サークル、ボランティアは活動は停止、アルバイトは自粛(特に感染リスクの高い飲食を伴うもの)
- 8) クラブ・サークル等活動は活動計画書の提出にて安全が確認された場合に許可、アルバイトは感染防御対策の徹底を求める
- 9) 活動計画書の提出により安全が確認された場合に自主練習を許可
- 10) 活動計画書の提出により安全が確認された場合にチーム練習、大会参加(緊急事態宣言地域2)地域を除く)を許可

- 11) 組織機能を維持するため管理職の入構は可とする
- 12) 組織機能を維持するための管理職および管理職に許可された者のみ入構を可とする
- 13) 医療機関での診療支援は可とするが、学内への入構は禁止する
- 14) 学科長など組織代表者の許可の下で、以下の研究スタッフのみ研究室への立ち入りを可とする
 - ① 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたり継続している実験を遂行中の研究スタッフ
 - ② 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ
 - ③ 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ
- 15) 現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りを可とする
立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業
- 16) 原則来館利用、施設利用は禁止とし、書籍の貸出しは郵送対応、学習支援はオンラインのみの対応とする
- 17) 来館利用は可とするが、開館日時、施設利用等に制限あり、学習支援はオンラインを積極的に活用する
- 18) イベント活動計画書の申請を行い、許可を受けた場合のみ可とする
- 19) 来学者のマスク着用は個人の判断に委ねるが、本学の方針※を掲示し大学としての姿勢を示し必要な場面でのマスク着用に理解と協力を求める
 ※本学では、マスク着用の主な目的が他者への感染拡大を防ぐことにあり「優れたQOLサポーターの育成」を目指す本学の建学の精神に基づき他者(感染弱者)に配慮する